

只木ゼミ前期第5問検察反対尋問レジュメ

文責:1班

- 5 1. 弁護側の採用する結果犯は、「実行に着手して」(刑法43条本文)という法文の文理と、未遂犯の成立時期との整合性が問題とならないか。
2. 「段階的故意説」において、「行為者が結果惹起行為を未だ将来に対して留保した段階」(弁護レジュメ2頁15行目)とは、具体的にどのようなものか。
3. Xは第1行為によりAが死亡する危険性があるとは認識していないにも関わらず、
- 10 「死亡結果発生の実面的危険は認識していることから未遂故意のみが認められる」(弁護レジュメ3頁8行目以下)とするのは、事実と矛盾しているのではないか。